

浄化槽設置整備事業補助金の 交付申請をされる人へ（令和4年度）

◆目的

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既存の専用住宅にて使用している**単独処理浄化槽**（トイレからの排水のみ処理している浄化槽）または**くみ取り便槽**を廃止し、合併処理浄化槽に転換する場合に浄化槽設置費用の一部を予算の範囲内で補助するものです（したがって、新築や建替えは対象外となります。）。

◆注意事項

令和4年12月27日（火）まで環境課窓口で随時受け付けますが、予算に達し次第締め切ります。

必ず浄化槽設置工事着手前に申請してください。着手後のものは認められません。

事業完了後1ヶ月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日までに実績報告書の提出が必要です。

◆補助対象者

公共下水道の区域
地域し尿処理施設の処理区域
大型合併処理浄化槽の処理区域
農業集落排水施設処理区域

左枠以外の区域で、
既存の専用住宅にて使用している
単独処理浄化槽または**くみ取り便槽**を廃止し、
合併処理浄化槽に転換しようとする人

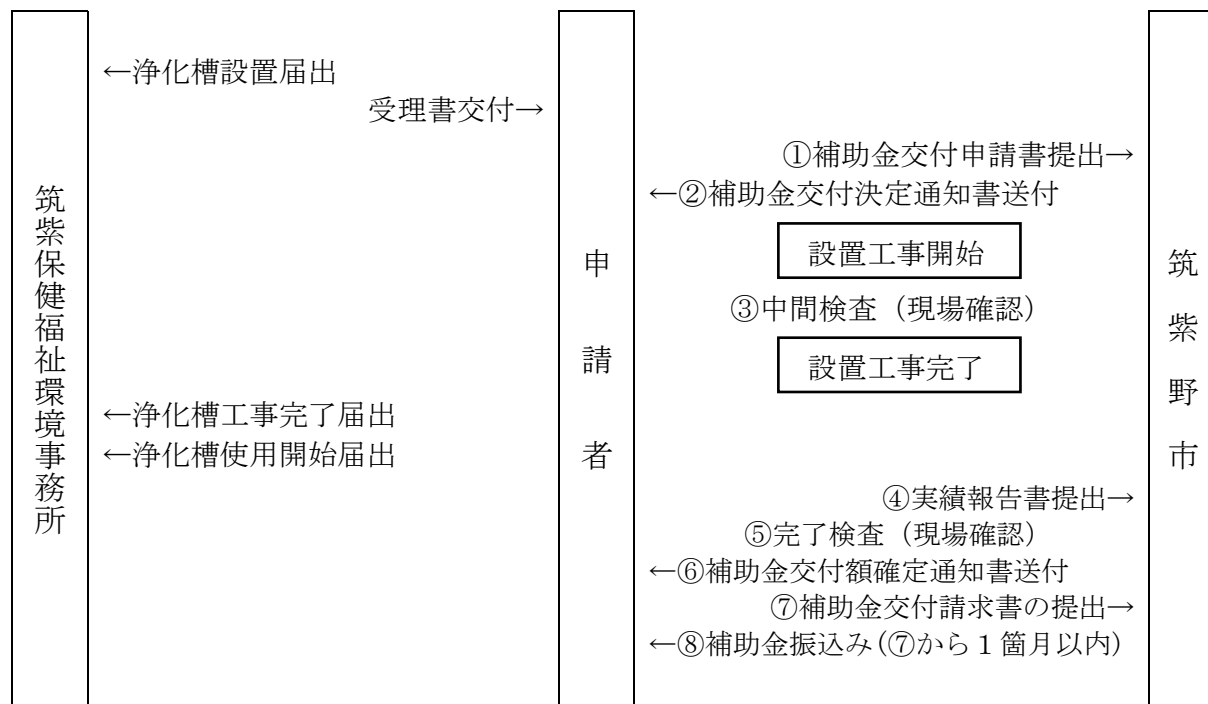
なお、次のいずれかに該当する人は対象となりません。

- (1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項に基づく設置の届け出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する人
- (2) 住宅等を借りている人で、賃貸人の承諾が得られない人
- (3) 販売の目的で、既存住宅における単独処理浄化槽及びくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する人
- (4) 世帯員に市税の滞納者がいる人
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する人
 - ア 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している人
 - イ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している人
 - ウ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している人
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している人
- (7) その他、市長が補助金の交付を適当でないと認める人

◆補助金額

人槽	金額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円

◆補助金交付までの流れ



※必要書類は筑紫野市ホームページからダウンロードできます。

交付申請 (①補助金交付申請書提出)

必要事項を記入し、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて提出してください。

- 1 位置図(付近見取り図)
- 2 住宅平面図(配置・配管図)
- 3 浄化槽設置届出書及び受理書、または浄化槽設置計画書及び建築確認済証の写し
- 4 工事請負契約書の写し
- 5 誓約書
- 6 浄化槽機能保証登録証
- 7 浄化槽認定書及び登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)
- 8 住宅等を借りている人は、賃貸人の承諾書
- 9 浄化槽設備士免状または修了証書の写し
- 10 既存単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の設置状況を確認できるもの

- 11 世帯全員の滞納のない証明
- 12 その他、市長が必要と認める書類
 - ・契約金額の内訳が分かるもの（見積書などでよい。）
 - ・現在、市外住民の方は、住民票など氏名、住所、生年月日が分かるものの原本を提示すること（担当者が確認後返却する。）

申請内容の変更（②補助金交付決定通知書から ③中間検査まで）

申請内容に変更が生じたときは担当職員に確認し、変更承認申請書（様式第4号）を早急に提出してください。

配置や配管等を変更する場合は変更前と変更後の図面を添付し、変更箇所がわかるようにしてください。

④実績報告書の提出

事業完了後、1箇月以内に提出してください。

次の書類に必要事項を記入し、実績報告書（様式第6号）に次の書類を添えて提出してください。

- 1 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 2 浄化槽法定検査依頼書及び領収証の写し
- 3 浄化槽工事完了届出書及び浄化槽使用開始届出書の写し（受理印のあるもの）
- 4 工事写真集（条件に合致した写真を貼付）
- 5 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- 6 転換により既存単独処理浄化槽を処分した場合、浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽使用廃止届出書の写し
- 7 その他、市長が必要と認める書類

⑦補助金交付請求書の提出

「⑥補助金交付額確定通知書」が届きましたら、速やかに補助金交付請求書（様式第8号）を提出してください。

文章中の日付は、「⑥補助金交付額確定通知書」の日になります。



筑紫野市ホームページ

問い合わせ先
筑紫野市 環境経済部 環境課
電話番号 (092)923-1111